

いじめ防止基本方針

姫路市立書写中学校

R 2. 4月（修正）

R 3. 6月（見直し）

R 5. 3月（見直し）

姫路市立書写中学校 いじめ防止基本方針

1. 学校の方針

本校は、姫路市の北西部に位置し、西の古刹書写山円教寺をはじめとする歴史・文化・自然に富む地であり、また夢前川と菅生川に育まれた豊かな農業地帯である。開校当時から地域が一体となり生徒の健全育成を進めている。

「社会に貢献できる『ちから』ある人づくり」を学校教育目標に、「生き方」教育、すなわち『『自立的に生きていく力』を育てる』ことを念頭に置いて教育活動を展開している。特に、「学力向上」に加えて「人間関係力」の育成に力を入れている。その基盤となるのが「自己の確立」と「他者理解」である。そのような中、生徒たちは素直でたくましく育っている。

しかし、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識に立ち、すべての生徒が安心して学校生活を送り、将来を見据えた充実した教育活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わず、いじめが行われないようにするため、「姫路市立書写中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2. いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

○いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。 （いじめ防止対策推進法 第2条）

また、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、当該生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

○基本的な考え方

- ①「いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、絶対に許されない行為である」また、「いじめは、誰にでも起こりうるものであり、全ての生徒に関係する問題である」ことを学校の全教育活動を通して指導する。
- ②教職員は、日頃から気になる行動を見逃さない、気になる発言を聞き逃さないように努める。また、事実確認を第一とし、それぞれが情報を共有するとともに、組織で対応する。
- ③生徒に対して、いじめを傍観することも絶対に許さないという意識を日頃から持たせる。さらに、生徒一人一人に大切にされるという実感を持たせるとともに、互いに認め合える人間関係を築く教育活動に取り組む。また、集団の一員としての自己有用感を育み、仲間と共に魅力ある学校づくりを推進する。

3. いじめの未然防止

【自己有用感を高め、全ての生徒が安心してすごせる学校づくり】

(1)教科指導の充実

わかる楽しさ、できる喜びを感じる授業づくりに努める。また、学ぶ意味や価値を伝えるとともに、互いの考えを伝え合う中で、自他理解を目指す。

(2)生徒会活動の充実

生徒会を中心とした活発で自治的な活動を展開し、生徒自身が自ら頑張ったという実感を持たせる。

(3)教育相談の充実

受容、共感の態度で話を傾聴し、生徒と教師、保護者と教師との信頼関係を深める。

(4)豊かな心の育成

道徳の授業を要に、全教育活動で命と人権を大切にすることを育むとともに豊かな情操と道徳的判断力を高める。

(5)情報社会に参画する態度の育成

情報活用能力を育成するとともに、情報モラルや情報発信の責任について理解させる。

(6)保護者・地域との連携

学校から家庭、地域に出向いて、保護者、PTA、自治会、愛護育成会との連携を強化する。

4. 早期発見

(1)生徒の実態把握

教職員の観察による気づき、日々の生活ノート、定期的な教育相談、校内巡回活動、家庭訪問、保護者会、地域からの情報等を通して、日常的に生徒の様子を把握するように努める。全生徒を対象に毎月終わりに学校生活実態調査、いじめアンケート調査を実施し、必要があれば随時教育相談を行うなど、いじめの未然防止と早期発見に努める。学校生活実態調査では、生徒たち同士が仲間の頑張っているところにも目を向けられるようにし、お互いを認め合える集団作りに努める。調査結果をもとに、担任、学年職員、部活動顧問などが連携して問題解決に向けて組織的に対応を図る。場合によっては、養護教諭、スクールカウンセラー、関係機関等との連携を綿密にし、いじめの兆候をいち早く察知する取組を進める。

(2)相談しやすい環境づくり

教職員は常に共感的態度(カウンセリングマインド)で接し、親身になって関わって、生徒・保護者と心をつながる信頼関係の構築に努め、いじめ等についての解決に向けた相談をしやすい環境をつくる。

また、アンケート調査の実施にあたっては、記名・無記名、または選択・併用等、生徒が記入しやすい形態で実施するなど、実態に合わせて工夫を行う。

生徒指導担当教員、不登校担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携し、保健室、メンタルルーム、カウンセリングルーム等を活用して教育相談を行う。その際、生徒のプライバシーの保護に配慮し、生徒が心を開いて相談しやすい環境を整備する。

ア 養護教諭との連携

問題を抱えている生徒と保健室での関わりが多い養護教諭が、担任やスクールカウンセラーと連携して、生徒を見守っていく態勢を整える。

イ スクールカウンセラー等の活用

生徒や保護者にカウンセリングを実施し、生徒の不安の軽減や保護者の子育て支援を進める。

ウ スクールソーシャルワーカー及び関係機関等との連携

生徒が抱える問題解決のために、学校を中心とする対応チームのコーディネーターの役割としてスクールソーシャルワーカーを活用する。また生徒たちに、教育委員会が実施している電話相談窓口やSOSミニレター・メール de エール、法務局が実施している法務局人権相談窓口や「子どもの人権110番」などの存在を周知徹底し、自分の周りには多くの大人がいて助けてくれるという安心感を持たせる。

5. 早期対応

いじめの兆候を発見したときは、いじめを受けている被害生徒の心身の安定の確保(被害生徒の心身のケア)を最優先し、適切かつ迅速に即日対応する。また、情報を提供した生徒の保護に努める。

問題解決に向けた取組として、学校長は「いじめ対応チーム」を招集し、関係機関等と連携して、学年及び学校全体で組織的に対応する。

(1) 正確な事実把握

ア 当事者生徒と周囲の生徒から個々に聴き取りを行い、時系列で記録をまとめ正確な事実の把握を行う。

イ 学校全体で情報を共有し、事実を正確に把握する。

(2) 指導体制、方針の決定

ア 指導を進めていく道筋(指導方針)を確認する。

イ 全教職員で共通理解を図る。

ウ 対応する職員の役割分担(指導体制)を決定する。

エ 教育委員会や関係機関等との連携を図る。

オ 学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえ方針の見直しや改善に取組。

(3) 生徒への支援・指導

ア いじめを受けている生徒の心身の安定とケアを最優先し、身の安全を保障する。

イ いじめを受けている生徒の外傷及び心的外傷が認められる場合は、学校医や医療機関との連携を行う。

ウ 情報を提供した生徒の保護に努め、不安や心配を取り除く。

エ いじめを行った生徒に対して、相手の心身の痛みや苦しみに思いを寄せる指導に努める。「いじめは決して許されない人権侵害行為であり、命に関わる犯罪行為である」という毅然とした態度で指導を行うとともに、いじめに至った背景や原因を確認し、今後の成長につながる支援と心のケアを継続する。

オ 当事者同士の関係修復に向けて保護者も交えた話し合いの場を設定する。

カ 周囲の生徒(傍観者含む)に対して、はやしたてるなどいじめを助長させるような行為がいじめに加担する行為であることを理解させ、そのような行為をすること

がないように指導する。

(4)保護者との連携

- ア 保護者に直接具体的に事実を説明し、今後の対応について話し合う。
- イ 保護者に協力を求め、学校との連携方法を確認する。
- ウ 再発防止に向けて、家庭での指導も徹底してもらう。

(5)事後対応

- ア スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関等とも連携し、いじめを受けた生徒に対して、継続的にカウンセリングを行う。早期に安心して学校生活を送れるよう、心身の安定(心のケア)を最優先し、継続して見守っていく。
- イ 経過観察を行い、当事者間(保護者も含む)の関係の完全修復に向けた取組を継続的に行う。
- ウ いじめを行った生徒に対しても、関係機関等とも連携し継続的に指導・支援、心のケアを行う。
- エ 周囲の生徒(傍観者含む)への指導・支援、心のケアを行う。

(6) いじめ解消

単に謝罪をもって安易に解消とせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確認する。

- ア 心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるもの含む)が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること。
- イ いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及び保護者への面談等により確認されていること。

6. インターネットを通じて行われるいじめへの対応

パソコン、スマートフォン、携帯電話、ゲーム機などを通じたネット上でのトラブルが後を絶たない昨今、教職員は研修等を通じてそれらの危険性(匿名性、言葉の一人歩き、誤解、疎外感、個人情報流出と回収不可能など)を十分に理解した上で、SNS等の最新の動向を把握し、ネットモラルに関する指導力の向上を図る。

保護者と連携し、家庭生活における生徒の表情や情報機器の利用状況の些細な変化など、生徒が発するSOSを見逃すことなく、大人の目の行き届きにくいネット上のいじめの早期発見に努める。

発見した場合は、生徒からの聴き取りと証拠の確保を行い、誹謗中傷の書き込みや不適切な画像の削除など、迅速な対応を図る。人権侵害や法律違反に関わる事案等については、警察等の関係機関等と連携して対応していく。

7. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

- ア 速やかに教育委員会や関係機関等へ報告する。
- イ 教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ウ 事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- エ マスコミ対応は情報窓口を一本化する。

(3) 調査を行うための組織

- ア 学校が主体となる場合
上記の重大事態への対応を適切かつ真摯に実施する。
- イ 教育委員会が主体となる場合
「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。調査を行う委員は、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保する。

8. 学校評価と基本方針の改善

本校では保護者、地域から信頼される学校をめざし、これまでも情報発信に努めてきたが、「いじめ防止基本方針」についても地域・家庭と連携してともに取り組む必要があるため、策定した本校の基本方針については、書写中学校ホームページなどで公開するとともに、PTA総会、PTA各部会、学年懇談会、保護者会、家庭訪問、地域研修会等、あらゆる機会を通じて保護者や地域への情報発信に努める。

いじめ防止等について実効性の高い取組を実施していくため、基本方針については学校評価の項目に取り入れるとともに、「いじめ対応委員会」を中心にさまざまな視点から点検し、見直しを図り、改善に努める。

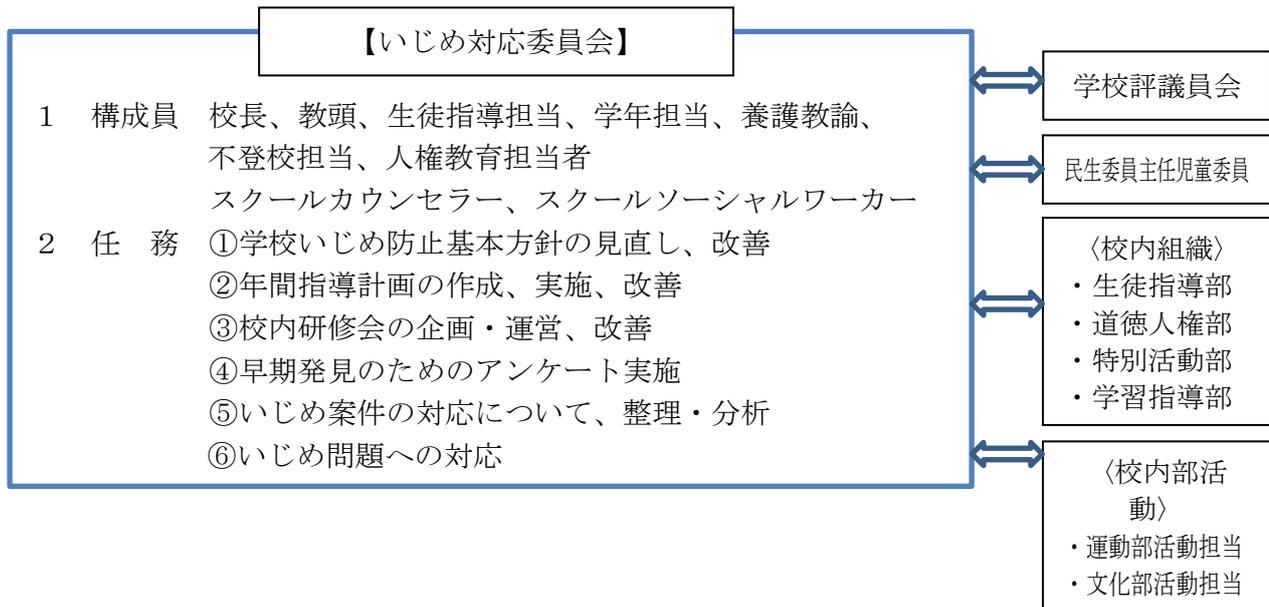
また学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒会の意見を取り入れ、活動する場面をつくり、生徒が主体的にいじめ防止に関わる態度を育成することに留意する。

さらには学校関係者評価の項目に取り入れ、地域住民の意見も積極的に聞き取り、地域を巻き込んだ基本方針になるよう取組を推進する。

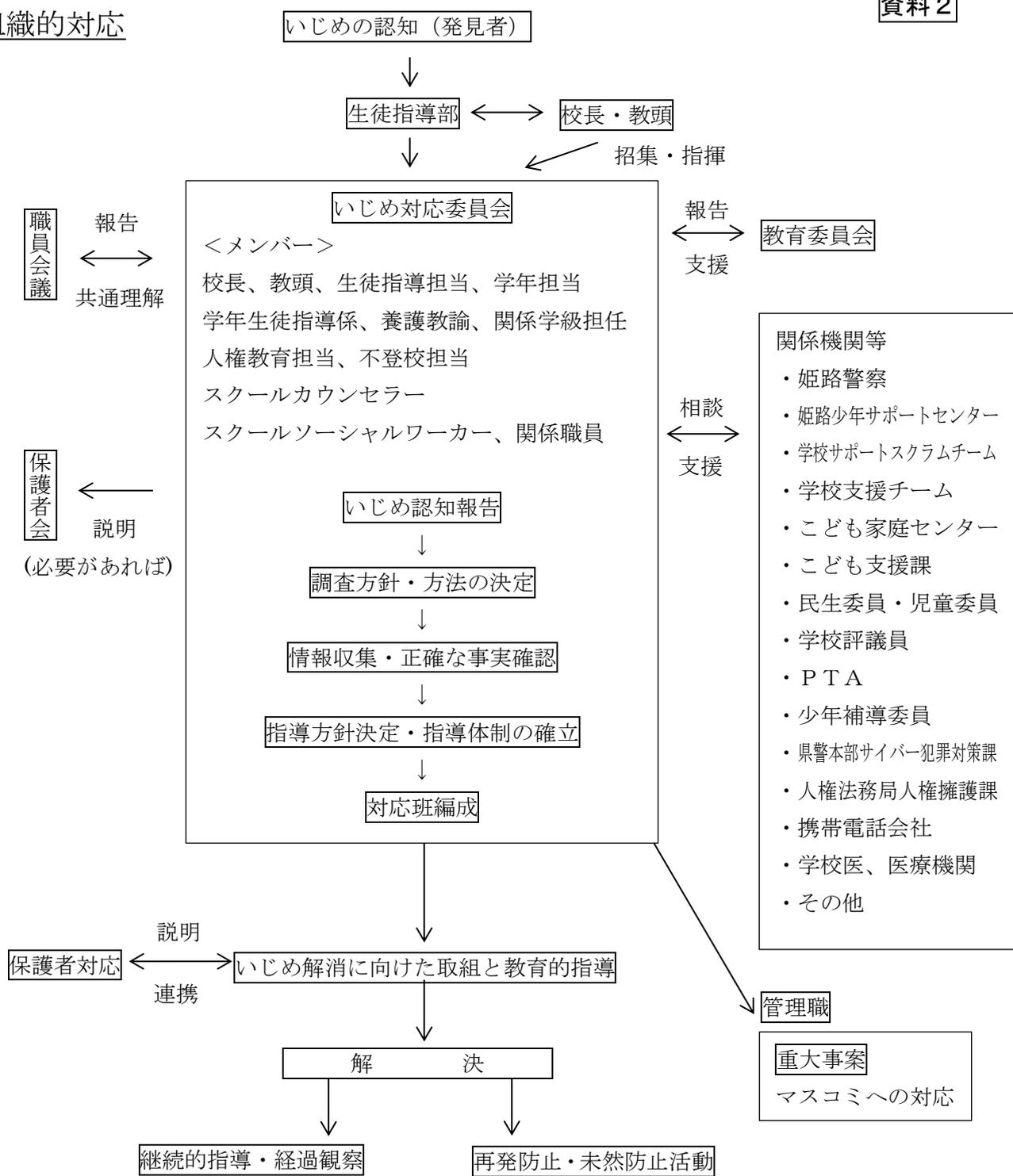
校内指導体制及び関係機関

資料1

- (1) 「いじめは、どの生徒にも学校にも起こりうる」、「いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい」との認識のもと、気づきの力を学校全体で高め、「いじめをしない・許さない」という強い意志において、組織的な取組を行う。
- (2) いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、「いじめ対応委員会」を設置する。
- (3) 「いじめ対応委員会」を中心とし、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、報告・連絡・相談を確実にし、教職員全体で共通理解を図り、迅速で適切に対応する。
- (4) 学校全体で総合的ないじめ対策を行うため、「いじめ対応委員会」は、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開するため、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。



組織的対応



- 被害者・情報提供者の保護に十分に努め、正確な事実確認を行う。
 - ・双方から事実関係を聴き取り、周囲からも状況を聴き取る。
 - ・必要に応じて、アンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 保護者を交えて、関係修復に向けた取組を行う。
- 周囲の者(傍観者も含む)に対しても指導を行う。

年間指導計画

資料 3

		職員会議・研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	事業 発 生 時 、 緊 急 対 心 会 議 の 期 催	いじめ対応委員会 指導方針・計画作成 職員研修会	学級づくり 生徒指導担当講話	家庭訪問 1・2年 生徒指導連絡会（毎週）
5月		いじめ対応委員会 配慮生徒に対する意識統一	人権ポスター・人権標語作成 新入生歓迎会	家庭訪問 3年 生徒指導連絡会（毎週）
6月		いじめ対応委員会	思春期出前講座 3年 ときめきセミナー ライフスキル教育	生徒指導連絡会（毎週） 生活実態調査 いじめアンケート調査 教育相談
7月		いじめ対応委員会 校区人権学習会 地域研修会	思春期出前講座 非行防止教室 情報モラル教室 薬物乱用防止教室 生徒指導担当講話	生徒指導連絡会（毎週） 保護者会
8月		いじめ対応委員会 職員研修会 カウンセリングマインド研修	人権作文作成	家庭訪問
9月		いじめ対応委員会	生徒指導担当講話 体育大会	生徒指導連絡会（毎週）
10月		いじめ対応委員会	校内弁論大会 文化発表会（展示）	生徒指導連絡会（毎週）
11月		いじめ対応委員会	文化発表会（合唱） ライフスキル教育	生徒指導連絡会（毎週） 生活実態調査 いじめアンケート調査 教育相談
12月		いじめ対応委員会 ライフスキル研修 カウンセリングマインド研修	地域清掃 生徒指導担当講話	生徒指導連絡会（毎週） 保護者会
1月		いじめ対応委員会	生徒指導担当講話	生徒指導連絡会（毎週） 家庭訪問
2月		いじめ対応委員会	リラクゼーション講座 ライフスキル教育	生徒指導連絡会（毎週） 教育相談
3月		いじめ対応委員会 本年度のまとめ、改善	3年生を送る会 新入生小中連絡会	生徒指導連絡会（毎週） 生活実態調査 いじめアンケート調査 保護者会 家庭訪問

いじめ早期発見のためのチェックリスト

資料4

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある

いじめられている生徒

★日常の様子（言動・表情・しぐさなど）

- 視線を合わせようとしない
- 遅刻・欠席が多くなる
- 頭痛・腹痛・吐き気などを頻繁に訴える
- チックなどが見られる
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 涙を流した気配が感じられる
- 挨拶、返事の声が小さくなる

★授業中

- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 発言に対し、しらけや嘲笑がある
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- テストを白紙で出す
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 正しい答えを冷やかされる
- グループ分けで孤立する
- 筆圧が弱くなる

★休み時間

- 保健室や職員室によく行く
- 訳もなく階段・廊下を歩く
- 集中してボールを当てられる
- 仲良しでない者とトイレに行く
- 一人でいることが多い
- 遊びの中で孤立しがちである
- 教職員の近くにいたがる

☆昼食時

- 食べ物にいたずらされる
- 好きなおかずを友達に譲る
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 班で食べるとき席を離している

☆清掃時

- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている
- 人が嫌がる仕事を一人でしている

☆その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーなどに落書きをされる
- 持ち物（靴・傘など）が壊されたり、隠されたりする
- 衣服に靴の跡がついていたり、濡れていたりする
- ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている
- 部活動を休むことが多くなり、辞めると言い出す
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 手や足に擦り傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- インターネットや携帯電話のメールに悪口が書き込まれる
- 日記、作文、絵画などに気になる表現や描写がある

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識を持つ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 校則違反、万引きなどの問題行動をとる
- 飼育動物や昆虫などに虐待行為をする